

令和 5 年度

地域密着型サービス施設整備事業者募集要項

【書類提出窓口・問い合わせ先】

春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課 指導担当

電話番号 0568-85-6921 FAX番号 0568-84-5764

Email kaigo@city.kasugai.lg.jp

1 公募の趣旨

春日井市においては、第8次春日井市高齢者総合福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき地域密着型サービスを整備し運営する事業者を募集するものです。

2 募集対象事業所等

募集を行う地域密着型サービス施設の概要は、次のとおりです。

第8次春日井市高齢者総合福祉計画における地域密着型サービスの整備計画

圏 域 サービスの種類	年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		坂下地区	高森台・石尾台地区	藤山台・岩成台地区	高蔵寺地区	南城地区	松原地区	東部地区	鷹来地区	柏原地区	中部地区	西部地区	味美・知多地区
小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護登録定員29名以下	R3 ～ R5	6 か所											
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 定員27名以下	R3 ～ R5	募集終了											
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （小規模特別養護老人ホーム） 定員29名以下	R3 ～ R5	3 か所											

3 応募資格

(1) 法人格を有するもの、又は法人設立予定であること。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、社会福祉法人又は、社会福祉法人設立予定であること。

※看護小規模多機能型居宅介護については、法人格を有せずとも応募可能。

(2) 令和7年4月1日までに事業開始が可能であること。

(3) 補助金を見込まず事業を遂行する計画であること（全額借入れによる計画は不可。）。

(4) 施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の12分の3以上に相当する額を自己資金又は寄附金で確保していること。

(5) 役員等が、春日井市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当していないこと。

※役員等とは、介護保険法第70条第2項第6号に規定する「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」を指す。

(6) 法人市民税等の公債権の滞納がないこと（債務承認し、計画的に分納している場合は除く。）。

(7) 原則、土砂災害特別警戒区域等に該当しない区域で整備すること。

(8) 春日井市の施策に協力し、連携を図ること。

(9) 各種法令を遵守し、確認項目などを関係課に事前に確認するほか、関係機関にも確認すること。

(10) 応募の段階で地域住民への説明会を開催する等、整備計画の十分な周知説明をすること。また、選定された事業者は、選定から1か月以内に地域住民への説明会を開催の上、市に報告すること。

(11) 整備予定地に隣接する地権者に対し、整備計画に関する資料を配布し、個別に説明を行っていること。

(12) 実際に借入れを予定する銀行と協議した上で、現実的な金利が設定されていること。

4 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設の整備については各種法令を遵守し、次の確認項目などを関係課に事前に確認するほか、関係機関にも確認してください。

確認項目	関係法	関係課
開発許可申請等	都市計画法、建築基準法等	建築指導課
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等	消防法等	予防課
防災等	水防法等	市民安全課 河川排水課
農地転用等	農地法等	農政課
介護保険サービス全般	介護保険法、老人福祉法等	介護・高齢福祉課
社会福祉法人の定款等	社会福祉法等	地域福祉課

5 事業者の選定等

(1) 選定に係る主な審査項目

No.	内容	
1	経営の安全性 整備計画の実現性等	・法人の運営（財務、実績等） ・経営理念、運営方針、施設整備の考え方 ・立地状況
2	安全・安心なサービスの提供	・職員の人材確保、人材育成及び働きやすい環境づくり ・利用者が快適に生活できる環境 ・医療連携 ・虐待防止等に対する取組み ・利用者の安全確保に向けた取組み ・感染症対策・衛生管理 ・災害に対する配慮 ・地域住民との交流の機会
3	その他	・プレゼンテーション、取組姿勢

※認知症対応型共同生活介護（第8次春日井市高齢者総合福祉計画における募集は終了）

又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）を併設する場合には、審査時に一定の評価を行います。

(2) 選定方法

指定基準に適合するかの書面審査を経た後、春日井市地域密着型サービス施設整備事業者審査委員会において審査（質疑応答を含むプレゼンテーションを予定。日程等は後日、事業者へ通知。）を行い、総合的に判断し、適当と認める事業者を選定します。なお、市が求める基準に満たない場合は選定しないことがあります。

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全ての応募事業者に対し通知するほか、選定された事業者名などを春日井市ホームページで公表します。

6 整備計画書の提出

フラットファイル（A4片面刷り・縦型・左綴じ。ただし、図面はA3で作成しA4に調整すること）で綴り、表紙及び背表紙に法人名及び事業所名（仮称）を記入し、提出書類一覧の番号を記載したインデックスを付して提出してください。

(1) 提出書類

「提出書類一覧表（資料）」のとおり

※提出書類の様式は、「春日井市ホームページ」よりダウンロードして使用して下さい。

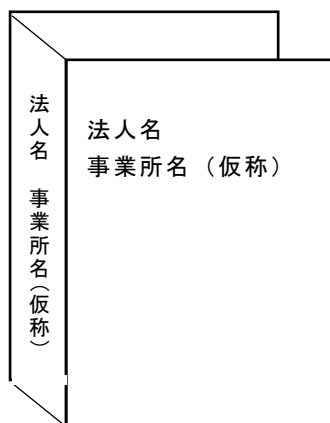
令和5年度地域密着型サービスサービス施設事業者の募集について

ページID：1031548

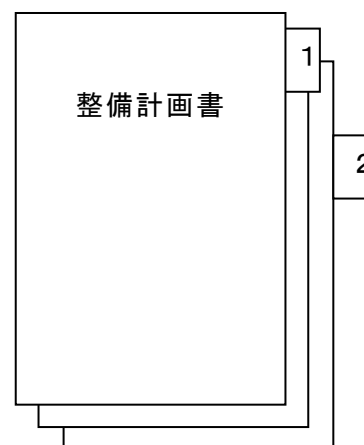
<https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/fukushi/kaigo/1018303/1031548.html>

(2) 提出部数 8部（正本1部含む）

〈フラットファイル〉



〈提出書類〉



※提出後の書類の差し替えは、原則認めません。ただし、本市から書類の補正や追加資料の提出を求める場合があります。

7 整備費等に対する補助金

(1) 概要

ア 春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金

地域密着型サービス拠点等の整備を支援するため、工事費・工事請負費について補助するもの。

イ 春日井市地域密着型サービス施設開設準備経費等補助金

開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備等の支援をするため、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、人件費等について補助するもの。

(2) 交付額

サービスの種類	補助金名	ア 拠点整備等事業費補助金	イ 施設開設準備経費等補助金
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護		33,600千円／施設	839千円／宿泊定員
認知症対応型共同生活介護		第8次春日井市高齢者総合福祉計画における募集は終了	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護		4,480千円／定員	839千円／定員

(3) 注意事項

ア 補助金等の助成については、愛知県介護施設等整備事業費補助金を財源として行う予定ですが、必ずしも補助金の助成が受けられるものではないため、補助金を見込まず事業を遂行する計画としてください。

イ イエローゾーンへの新規整備は原則補助の対象外となります。

ウ 補助金の助成を受ける場合は、令和6年度予算での対応となるため、令和5年度に工事の着工はできません。

エ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠する等の必要があります。

(4) 参考とする要綱等

ア 愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱

イ 春日井市補助金等に関する規則

ウ 春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金交付要綱

エ 春日井市地域密着型サービス施設開設準備経費等補助金交付要綱

8 その他留意事項

- (1) 書類の作成、提出に要する費用は事業者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- (2) 応募後に、整備計画に関する資料の提出などを市が求めた場合、その指示に従ってください。
- (3) 応募後、整備予定地の現地確認を実施します。
- (4) 整備計画に虚偽があった場合、また地域密着型サービス事業者指定申請の内容との間に著しい相違が生じた場合は、整備計画の選定結果を取り消す場合があります。
- (5) 選定された整備計画の変更について、サービス水準を下げる変更申請は原則認めません。
- (6) 選定された法人内の事業所において、介護保険法等に基づく指導等で是正改善を指摘されたにも関わらず、それに応じていない場合、整備計画の選定を取り消すことがあります。
- (7) 書類の提出後、やむを得ない事由で辞退する場合は、辞退届の提出が必要です。確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

9 スケジュール

No.	項目	期間	備考
1	募集期間	随時 (令和5年5月8日～令和6年3月31日)	準備が整い次第、整備計画書を提出してください。
2	個別相談 書類作成事前 相談	随時	本公募における事業者説明会は、開催しません。書類作成に係る質問事項等は、個別に相談を受け付けますので、 事前に電話で予約してください。 (介護・高齢福祉課 0568-85-6921)
3	整備計画書提出	整備計画書提出から事業者の選定まで、約3か月(目安)かかります。	提出後の書類の差し替えは、原則認めません。 提出に際しては、事前に電話予約の上、お越してください。
4	書面審査		
5	審査委員会の開催		プレゼンテーションの日程等は、後日、事業者に通知します。
6	事業者の選定		通知及び市ホームページ上でお知らせします。

7	指定に向けて 整備する期間	事業者の選定 ～令和7年3 月31日	補助金の助成を受ける場合は、令和6 年度予算での対応となるため、令和5 年度に工事の着工はできません。
8	事業の開始時 期	令和7年4月 1日まで	